

卒去あつて嗣なきが故に跡を斷て爾來元和二年まで國主なくして御料となる然るに依つて御上代年々武都より來番して當城に居し伯州を鎮護す同年阿部四郎五郎在番あり此時兩氏竹島渡島の事を希ふ然るに翌元和三年丁巳松平新太郎光政卿當國を管領して入都あるにより兩人また願ふ處に光政卿やがて武都に告て之れを許され爾來竹島に押渡海漁をなす其後毎歲渡海不倦怠

(伯耆民談)

元和四年(一六一八年)那兩商を江府に召され免許の御朱印を賜ふ。但し直ちに兩商へ賜はらず一旦烈侯(新太郎)へ渡し給ふて之を拜領す。此年より兩商は將軍家の拜謁を辱ふして時暇を拜授し竹島に定めらる(圖説)是によつて此兩家不絶渡海して漁事を致せしに後七十四年を過て元祿五年壬申(一六九二年)に渡海する所に唐人群居して海獵をなす兩氏は是を制すといへども更に聞入れざるのみならずして危難とするにより兩氏無念ながら歸帆す(伯耆民談)

竹島圖説に元和五年(一六九九年)春二月十日例年の如く米子を出帆して隱岐の國福浦に着し同三月廿四日福浦を出帆して同月廿六日朝五時竹島の内イカ島と云ふ處に着す此時初めて吳邦の魚獵するを見るを得たり蓋し是より先はまた曾て見ざる所なり翌廿七日我舟を同島の濱田浦に廻さんとする海路に於て又異船二艘を見たり但一艘は居船にて一艘は浮べて異國人三十人許り是に乗れり我舟を八九間隔て大阪浦に廻る其人員に屬す者一人陸に降り居たるか忽ち小舟に乗して我近傍に來る因て之を問ふに朝鮮かカワテレカワテレの人民と答ふ。面那飽獵の故を語るに彼答て曰原より此島の飽を獵するの意なし然れども此島の以北に一島有て上好の飽尤多し此故に吾儕朝鮮國王の命を奉して二年毎に一回彼島に渡れり當年も亦那島に渡り歸帆の困難風に達ひ不斗此島に漂着すと云ふ。爾後我輩曰此竹島は昔時より日本人飽獵を來れる所なれば速に出帆すべしといへば彼か答に難風に遇ひ船皆損破するが故に之を補造して後去るべしと説けども其實は急に退くべきの状態にあらず我輩の上陸して曾て築造せる小屋を檢查するに獵船八艘を失へり由て之を那の象背に質せば皆浦々へ廻はせりと答ふ。加之

我舟を居へんと強れとも彼は來我は寡固より敵すべからず恐懼の情なきと能はず故を以て三月廿一日晚七時竹島より出帆せり但申飽笠頭巾味噌麵一丸を携へ歸れり是は這回の渡海の證と做さんが爲に四月朔日石州濱田へ歸り雲州をへて同月五日七時に伯州米子に歸國せり

翌元祿六年(一六九三年)の年渡海するに唐人數多渡りて家居を設けて漁獵を恣にす于時兩氏計策をなして唐人兩人連歸りて米子に參着し同年四月廿七日未の下刻灘町大谷九郎右衛門宅に入り斯て兩人島の趣兩人の唐人召連歸帆の事を太守へ訴るに遂に武都の沙汰に留まるとなり(伯耆民談)

竹島圖説 翌元祿六年(一六九三年)癸酉の年春三月下旬再び米子を出帆して夏四月十七日未刻竹島に着せり。然るに昨年の如く朝鮮人等専ら漁獵をして我を妨げ動もすれば不軌の語言を放つて和平ならず止む事を得ず其の中の長者一名と火伴兩三輩を延ひて我船に入れ同月十八日竹島より出帆して同廿八日米子へ歸着し其由を國侯松平伯耆守へ訴ふ。國侯又之を御勘定奉行松平美濃守殿へ達せられ因て台命を下して那の一夥の人員を江都へ召れ審かに諸件を正させ玉ひ時に日本人は朝鮮人との渡海は時侯を異にせるにあらすやと尋ねられしかは右の一夥の答に我等は毎歲春三月の頃渡島し七月上旬歸帆の節獵舟獵具等を小屋に納め置翌年渡海の節まで毫も差違なかりしに元祿五年(一六九二年)より小屋を發き肆まゝに器械を奪ひ倍然として居住するの摸様に見ゆれば全く此朝鮮人創めて竹島を探索したるは疑ひなしといへり。苟且之に依て魚獵爲し難きのことしばしば悉訴に及べりと云々

同年大谷村川連來る彼二人の唐人等米子より國府城下に到る時に加納郷左衛門尾關忠兵衛兩士領主の下知に應じて召連れ鳥取に入る(然れども此事後に見る)さて此後は渡海やありと然るによつて三年を過て元祿九年(一六九六年)丙子年正月廿八日(伯耆民談)

憲廟(德川家綱其在職御光明天皇慶安四年(一六五二)の御時なるが朝鮮より竹島は鮮朝の島の由を申上ければ竹島を朝鮮へわたへ給ふとかや(草廬雜談)

かくて御月番(正月廿八)御老中戸田山城守殿奉書下され候よしなり(竹島圖説)